

# 広報龍ヶ崎『りゅうほー』 「みんなの掲示板」掲載基準

広報紙『りゅうほー』「みんなの掲示板」のコーナー（以下、「みんなの掲示板」）では、市民の皆さんが行うグループ活動等を支援することを目的に団体からの依頼記事を掲載しています。掲載に際しては、広報紙の公共性を損なわないため、また主催者と参加者のトラブルを避けるため、次のとおり基準を設けています。

## 1. 掲載の要件

「みんなの掲示板」に記事を掲載できるのは次の①～④全てを満たす場合です。

### ①市民5人以上で構成する団体からの依頼であること

掲載できるのは市民5人以上で構成する団体からの依頼とします。個人（個人主催のサークル活動等を含む）からの依頼は受け付けません。講師を招いて活動している団体の場合、参加人数が増加しても謝金の額が変動しないものに限りです。

各種学校の児童・生徒等、未成年が主体の活動の場合、団体に成人の責任者が含まれていることとし、その責任者等（教育活動等の場合は学校長）が依頼することとします。

### ②活動の継続性

活動の継続性とは、おおむね3か月以上の安定した活動実績を持つものとします。

団体創設のための会員募集等は、会費・活動場所・活動時間などの要素が不安定になり、参加者に混乱を及ぼすおそれがあるため、受け付けません。

### ③活動の場所

原則として、団体の本拠地が市内にあり、活動場所が主に市内であることとします。

また、活動中に生じた事故等については、主催者が責任を持って対応すること。

### ④参加の対象

原則として、市民の誰もが参加できる活動とします。対象や目的が特定されるもの（会員や一部地域住民などを対象とした活動等）は受け付けません。

## 2. 掲載できないもの

上記1の①～④全てを満たす場合でも、次に該当、または該当するおそれがあるものは掲載できません。

- ① 営利（間接的なものを含む）を目的としたものまたはそれに類する（主催者が講師を務め会費等から講師謝金を受け取っている活動や活動内容に見合わない高額な会費を徴収している等）もの
- ② 宗教的活動を目的としたもの
- ③ 政治的活動を目的としたもの
- ④ 個人宣伝・個人活動を目的としたもの
- ⑤ 活動においてトラブルを生じたもの
- ⑥ 活動内容が掲載記事と異なるもの
- ⑦ 掲載意図・問い合わせ内容・料金などの内容が不明確なもの
- ⑧ そのほか、掲載が不適當と思われるもの

### 3. 掲載依頼の方法・注意事項

- みんなの掲示板」掲載基準を満たし、かつ同意の上で、掲載希望紙面の原稿依頼締め切り日（秘書広聴課が別に定める）までに、所定の「掲載依頼書」を秘書広聴課に提出してください。「掲載依頼書」は秘書広聴課窓口のほか、市公式ホームページでも配布しています。  
掲載依頼の初回時等には、会則（設立趣意書）、会計報告（予算書・決算書）、会員名簿など活動の内容が分かる書類等を提出していただく場合があります。
- 市民の皆さんからの掲載可能数は、1号につき10件を上限とします。掲載依頼締め切り日時点でそれを超える場合は、公平性を保つため抽選で決定します。
- 同一グループからの会員募集（体験会等を含む）は年度内2回までとし、イベント等の案内は年度内3回までとします（関連記事も含む）。また、原則として2号連続での掲載依頼は受け付けません。ただし、行政・公的団体等の後援・共催事業及び行政施策の一環として市役所各課等を経て依頼されたものはこの限りではありません。
- 公平性を保つため、同一グループ（支援団体を含む）からの掲載依頼は、1号につき最大2件までとします。
- 連絡先には、団体の事務所または団員となっている市民の名称及びその固定電話番号を明記してください。ほかに方法がない場合に限り、団員となっている市民が所有する携帯電話番号を記載することができることとします。特別な理由がない限り、ファクス番号・Eメールまたはその両方のみを申し込み・問い合わせ・連絡先とすることはできません。
- 会費などが発生する活動の場合、必ず金額を明記すること。
- 文字の表記並びに掲載位置は秘書広聴課の基準によります。
- 原則として校正は行いません。「掲載依頼書」の記載内容に変更があった場合は、速やかに秘書広聴課にご連絡ください。なお、ご連絡の時期によっては修正をお受けできない場合があります。
- 紙面の都合により掲載内容の縮小や次号以降に先送りする場合があります。
- 掲載可否の判断は編集室によります

付則

平成29年4月1日から有効